

最新判決情報

2023 年

[7 月裁判所 HP 公開分]

●リフナビ大阪事件

知財高裁 令和 5 年 7 月 6 日		
令和 5(行ケ)10010 審決取消請求事件		
当事者	原告: (株)ノイン 被告: 特許庁長官	判決要旨: 「大阪」の文字は、本願指定役務(エステティック技術を用いた美容・理容に関する情報の提供等)との関係では、役務の提供の場所、提供する役務の内容(情報の内容)等に相当するとの印象を与えるにすぎず、出所識別標識としての称呼及び観念が生じないとして、本願商標の要部は「リフナビ」とされた。その上で、引用商標については、文字の一部を図案化して表すことが商取引において広く行われていることはよく知られているなどとして、こちらも要部は「リフナビ」の文字部分とされ、両者は外観において類似し、称呼において共通する類似商標と判断された。
対象商標	本願商標 リフナビ大阪 (標準文字) 引用商標 1 	
結論	類似(商標法 4 条 1 項 11 号)	コメント: 外観類似という以外は、特許庁の伝統的な判断に近いように思われる。

●KAZE 事件

知財高裁 令和 5 年 7 月 12 日		
令和 5(行ケ)10005 審決取消請求事件		
当事者	原告: (合)WAKAYAMA WOODYS 被告: 特許庁長官	判決要旨: 本願商標の緑色の図形部分は「A」の文字をデザイン化したものと認識されるから、中段の構成部分は全体として「KAZE」の欧文字を表したものと認識され、これが大きく顕著に表されて出所識別標識として強く支配的な印象を与えるから、本願商標の要部は「KAZE」の部分であるとされた。そして、本願商標は外観が同一とはいえないことを考慮しても、「カゼ」の称呼、「風(空気の流れ)」「風邪(感冒)」の観念において同一であるため、商品(被服)の出所において誤認混同が生じるおそれがあるとして、引用商標と類似する商標と判断された。
対象商標	本願商標  引用商標 KAZE	
結論	類似(商標法 4 条 1 項 11 号)	コメント: 納得のしやすい判断ではなかろうか。